

問 重度訪問介護の基準を

答 国・県に基づいて対応

西元

利用基準がないと住民がサービスを知り得ない。重度訪問介護の明確な基準を定め、関係職員が共通の認識を持つべきではないか。

また介護認定を受けた後、在宅生活を続ける上で必要な地域資源を掲載したパンフレットを作成しては。

津野住民福祉課長

重度訪問介護の基準は市町村で作ることができるが、今の段階では国・県の基準に基づいて対応していく。

池田町長

重度訪問介護も含め、そういうふたサポートが重要であるが、包括支援センターを含めた現場の意見を聞きながら議論していく。

西元

周囲に迷惑をかけている空き家がある。実際はなかなか強制執行には至らないと思うが今後の対応は。

池田町長

強制執行は慎重に議論のうえ、かなりの基準を設けなければならない。まずは地域から情報を得て所有者の特定をし、補助事業を紹介しながら協力を求めていく。所有者の特定できない家屋については、今後、対策を検討する。

問 空き家への対策は

答 倉庫化した空き家の特定を



危険な空き家（本文とは関係ありません）